

障害

のある方のための 事業主委託訓練

静岡県では、障害のある方の雇用を進めるために、事業主委託訓練（実践能力習得訓練コース）を実施しています。

☆障害を持った方を雇用する前に、仕事が実際にできそうかどうか、ご本人様の様子や特性を知ること、ミスマッチの防止や、定着率の向上が期待できる制度です。

☆訓練期間中は、事業主様には委託料（訓練生1人につき月額60,000円〈税別〉）、訓練生には、一定の条件を満たして公共職業安定所から受講指示をされた場合「訓練手当」又は「雇用保険」が支給されます。

※その他、不明な点については電話等にてお問い合わせください



OJT 方式による訓練

就職希望者が企業での職場実習を受けることにより、実際に職場で必要とされる知識・技能を習得できます
※ 訓練期間中は業務としての車の運転はできません

訓練期間：原則3ヵ月以内
月60～100時間を目標

訓練修了後、職務を遂行することが可能と認められた場合、企業と訓練生の合意で雇用が決定します



お問合せ

沼津テクノカレッジ（静岡県立沼津技術専門学校）

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24

TEL：055-925-1073 / FAX：055-925-1115

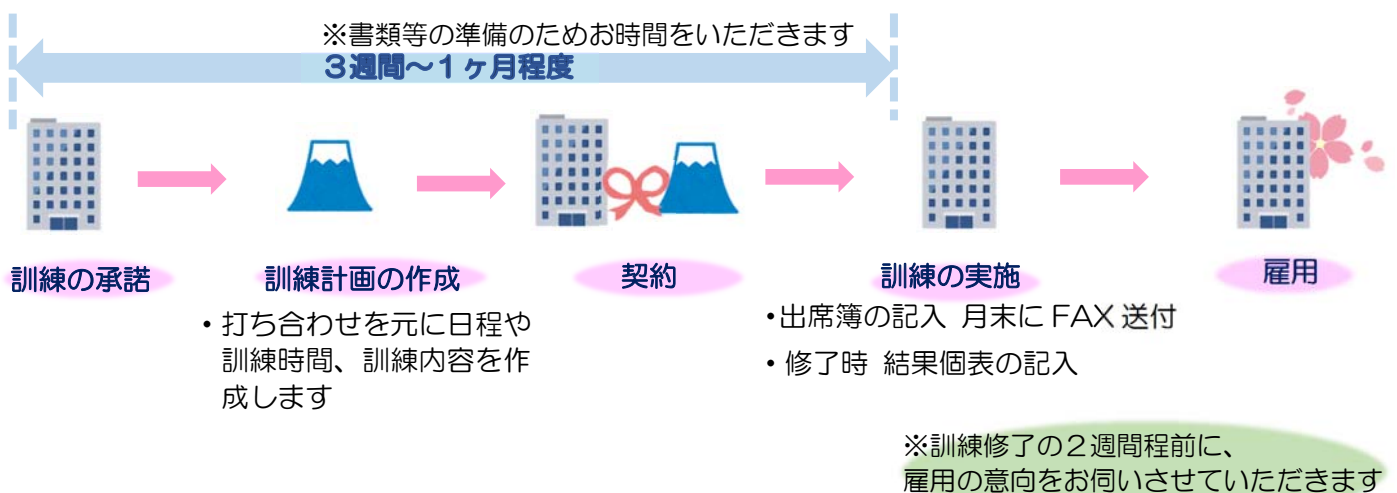
訓練課 障害者職業訓練担当まで



訓練の特徴

- ① 事業所にあったカリキュラムで訓練を行うため、訓練修了後、即戦力となります。
- ② 沼津技術専門校が障害のある方と企業との調整やカリキュラムの作成等を行いますので、これまで障害のある方を雇用したことのない企業にも応じることができます。
- ③ 訓練中の災害については、県が労働者災害補償保険に加入します。
- ④ 県から企業に対し 訓練生 1 人につき月額最高60,000円（税別）の訓練委託費が支給されます（もし訓練生が訓練をやめてしまった場合、委託料は日割り計算になります。）
※ 訓練委託費のお支払いは、訓練終了後になります。
- ⑤ 訓練期間中、賃金等の支払いは必要ありません。
訓練生には、訓練手当等が支給されます。（雇用保険受給者の訓練生には、ハローワークから失業給付金が支給）
- ⑥ もし仮に訓練途中で雇用できないと判断されたとしても、訓練生の申し出がない限り、最後まで訓練をお願いいたします。

訓練の流れ



この制度を利用できる事業主

- ・委託訓練を実施後、一定の能力習得が図られ、求める職務を遂行することが可能であると認められることを前提に、求職者を採用する希望を有する事業所であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・過去6カ月間、雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働保険被保険者を除く）を事業主の都合により解雇したことがない事業主であること。
- ・委託訓練実施計画の登録前に当該対象者を雇用したことがなく、採用内定（雇用の予約）を行っていない事業主であること。
- ・労働保険料を、過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。